

法人の名称	望月司法書士法人
法人成立の年月日	令和7年4月2日
主たる事務所	茨城県水戸市吉沢町 354 番地の 97
業務範囲	1.登記、又は供託に関する手続について代理すること 2.法務局、又は地方法務局に提出し、又は提供する書類、又は電磁的記録を作成すること（ただし、第4号に掲げる事務を除く） 3.法務局、又は地方法務局の長に対する登記、又は供託に関する審査請求の手続について代理すること 4.裁判所、若しくは検察庁に提出する書類、又は筆界特定の手続において法務局、若しくは地方法務局に提出し、若しくは提供する書類、若しくは電磁的記録を作成すること 5.前各号の事務について相談に応ずること 6.簡易裁判所における裁判所法第33条第1項第一号所定の額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定、又は命令に係るものを除く）、再審、及び強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続、及び民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること 7.前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること 8.筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第33条第1項第一号所定の額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること 9.当事者その他関係人の依頼、又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理、若しくは処分を行う業務、又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 10.当事者その他関係人の依頼、又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意、若しくは取消しを行う業務、又はこれらの業務を行う者を監督する業務（任意後見契約に基づく任意後見人としての業務にあっては、当法人の設立日以降の任意後見契約によるものに限る。） 11.司法書士、又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育、及び普及の業務 12.競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2第1項に規定する特定業務 13.司法書士、又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務